

「かながわ旅割」クーポン発行事業実施要綱

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、「かながわ旅割」の利用者に対して、旅行期間中（宿泊旅行の場合はチェックイン日からチェックアウト日まで）に神奈川県内の店舗で利用できるクーポンを交付する。

2 事業概要

(1) 事業名称

「かながわ旅割」クーポン発行事業（以下「本事業」という。）

(2) クーポン発行対象商品

「かながわ旅割」の対象となる宿泊・日帰り旅行商品

(3) 実施期間

令和4年4月6日（水）から8月31日（水）まで

※ただし、令和4年4月29日（金）から令和4年5月8日（日）宿泊分（令和4年5月9日（月）チェックアウト分）までは除く（令和4年4月29日（金）及び9月1日（木）のチェックアウト分については含む。）。

※実施期間中でも事業予算額に達した際は終了とする。

(4) 事務局

本事業に係る手続きは、「かながわ旅割」実施事業実施要綱第6条で定める事務局（以下「事務局」という。）が行うものとする。

(5) クーポン発行対象者

発行対象者は「かながわ旅割」の商品を購入できる者とする。

※詳細については、本事業特設ウェブページも参照

<https://kanagawa-kankou.or.jp/>

(6) クーポン付与額

クーポン付与額については次表のとおりとする。

割引前価格	割引額	クーポン付与額
10,000円以上	5,000円	2,000円
6,000円以上	3,000円	2,000円
3,000円以上	1,500円	1,000円

3 クーポン

(1) クーポン名称

「かながわ旅割」クーポン

(2) 導入システム

region PAY (※) のアプリを活用し、旅行期間中に神奈川県内のクーポン取扱店舗（以

下「加盟店」という。)でのみで使える決済ポイント

※各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済アプリ

4 加盟店の参加要件

(1) 本事業の加盟店は、次の全てを満たすことを要件とする。

ア 神奈川県「感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム」の取組を実施していること。

イ 「感染防止対策取組書」と「LINE コロナお知らせシステム用二次元コード」を掲示していること。

ウ 飲食を提供する事業者（部屋食のみを提供する宿泊事業者を除く）にあつては、マスク飲食実施店（認証の申請中の事業者も含む。）

(2) 加盟店の業種は次のとおりとする。

業種	例示
飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコートなど
小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店など（イトインが併設の場合、クーポン利用は持ち帰りに限る。）
鉄道・バス	鉄道、路線バス、空港リムジンバスなど
海上運送	観光船、遊覧船など
航空運送	遊覧飛行など
レンタカー	レンタカーなど
観光施設	テーマパーク、遊園地、動物園、水族館、温泉施設、観光農園、キャンプ場など
体験型アクティビティ	乗馬、アスレチック、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル、陶芸など
スポーツ観戦	野球、サッカー、ラグビーなど
劇場、観覧場、映画館、演劇場	伝統芸能公演など
文化施設	美術館、博物館など
タクシー	タクシー、ハイヤーなど
旅館・ホテル・旅行事業者	宿泊施設におけるオプションツアー、アクティビティ、追加飲み物代など

※「かながわ旅割」の割引対象となっている旅行代金の支払いは除く。

(3) 次に掲げる事業者は対象外とする。

ア 日常使いとなり得る業態の店舗（コンビニ、スーパー、遊興施設、物流、フィットネス、スポーツ場、薬局、アパレル販売、駐車場など）

- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届けの対象となる営業を営む店舗（キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、ライブハウスなど）
- ウ 国及び地方自治体が直接管理・運営する施設
- エ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている業者
 - ※神社・仏閣の拝観料、お守り代、宝物館入館料などについて、寄附に当たらないと神社・仏閣が判断するものについては対象とする。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- カ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- キ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ク 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ケ その他、本事業の目的に照らして、不相当と事務局が判断する事業者

5 加盟店の責務

- (1) 事務局が別途詳細について定める加盟店向けのマニュアル（以下「加盟店マニュアル」という。）に基づき、商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 事務局から提供する加盟店の決済用POP・ステッカー等を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 取引において「かながわ旅割」クーポンでの決済を拒否しないこと。
なお、利用者のクーポン残高不足時の際はクーポンと現金合算にて対応を行うこと。ただし、加盟店側の事情によりその対応が取れない場合は、あらかじめ書面等で利用者に明示することにより、断ることも可とする。
- (4) 決済時においては、店舗が二次元コードを掲示する方式（MPM方式 ※1）及び利用者が二次元コードを提示する方式（CPM方式 ※2）双方での決済対応を原則とする。
 - ・MPM方式による決済：事務局から加盟店ごとに付与する店舗用二次元コードを店内掲示し、利用者が読み取りを行う。
 - ・CPM方式による決済：加盟店のデバイスで、利用者が提示する二次元コードの読み取りを行う。加盟店において、通信可能でかつiOS又はAndroid OS及びカメラ機能が有効なもの（スマートフォンやタブレットなど）を準備すること。

※利用者の利便性向上の観点から、加盟店側においては、MPM 及び CPM 双方の決済対応を原則とするが、やむを得ない場合にはMPM 方式のみの対応も可とする。

※1 MPM 方式・・・店舗：二次元コード掲示 / 利用者：二次元コード読取

※2 CPM 方式・・・利用者：二次元コード提示 / 店舗：二次元コード読取

- (5) 「かながわ旅割」クーポンにて購入の商品の返品及び返金は原則不可とする。
- (6) 「かながわ旅割」クーポンを用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- (7) 「かながわ旅割」クーポンでの決済方法含め、本事業に従事する従業員に加盟店マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (8) 事業終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。また、業種別ガイドラインが定められていない分野については、類似する業種別ガイドラインを選び準拠すること。
(内閣官房 業種ごとガイドライン一覧)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210909>

6 換金手続

- (1) 利用者の決済情報は、加盟店登録後に送付する ID・PW を用いて、管理画面にて確認可能。
- (2) 振込みについては後日送付の加盟店マニュアルに記載のスケジュール(概ね1か月に1回)を目安に、申請後、事務局による確認を経て口座への振込みを実施。
- (3) 決済手数料、換金手数料等は一切発生しない。

7 加盟申請手順

- (1) 「かながわ旅割」特設ウェブページサイトより、加盟店登録ページへアクセス。
(URL : <https://kanagawa-kankou.or.jp/>)
- (2) この要綱へ同意のうえ、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請。
- (3) 事務局にて申請内容を審査し、加盟店として承認された後にメールにて通知する。
- (4) 令和4年1月11日(火)から登録開始。
※加盟店登録ページにて申込ができない場合は、コールセンターに連絡。

8 不正利用等

本事業においては、一切の不正な行為は許されない。万一、次の不正利用を行った場合、加盟店からの登録取消および法的措置の対象とする。

- (1) 偽って対象施設として登録すること。
- (2) 「かながわ旅割」クーポンの不正利用(自己取引・架空取引等)を行うこと。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (4) その他、当事務局が不相当と判断した行為

9 その他

- (1) クーポンの発行の仕方や利用の仕方等の詳細は、クーポン発行事業者及び利用者用のマニュアルを別途定める。
- (2) この要綱に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、神奈川県と事務局が協議の上、その対応を決定する。
- (3) 事務局は加盟店の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）について、本事業で広報を行う。
- (4) 国や神奈川県の方針等によって、内容が変更される可能性がある。
- (5) 神奈川県及び事務局は加盟申請の際に取得した個人情報については、次の目的以外では使用しない。
 - ア 本事業に関すること
 - イ 今後、神奈川県が同種の事業（消費喚起、観光産業活性化）を検討または実施する場合の情報提供
 - ウ 神奈川県が実施する観光事業のご案内

10 問い合わせ先

「かながわ旅割」クーポン担当事務局 コールセンター
TEL：050-3538-3952
(受付時間：10時～18時)

附則

この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。